



熊本県公報

号外 第54号
令和4年(2022年)
12月27日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 条 例
○熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例……………(県政情報文書課) 1
○熊本県五木村振興推進条例の一部を改正する条例……………(球磨川流域復興局付) 11

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

- 1 目的等について定めることとした。(第1条―第3条関係)
- 2 個人情報等の取扱いについて定めることとした。(第4条―第16条関係)
- 3 個人情報ファイルについて定めることとした。(第17条関係)
- 4 開示、訂正及び利用停止について定めることとした。(第18条―第46条関係)
- 5 適用除外等について定めることとした。(第47条―第52条関係)
- 6 罰則について定めることとした。(第53条―第57条関係)
- 7 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
- 8 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

◇熊本県五木村振興推進条例の一部を改正する条例

- 1 五木村の振興を県政の最重要課題と位置づけ、これまで以上の推進を図ることを明らかにすることとした。(前文、第1条―第4条関係)
- 2 振興計画の取組を確実に推進するため、その取組の進捗状況を県議会に報告し、公表することとした。(第3条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例をここに公布する。
令和4年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第48号

熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

目 次

- 第1章 総則(第1条―第3条)
第2章 個人情報等の取扱い(第4条―第16条)
第3章 個人情報ファイル(第17条)
第4章 開示、訂正及び利用停止
第1節 開示(第18条―第30条)
第2節 訂正(第31条―第37条)
第3節 利用停止(第38条―第43条)
第4節 審査請求(第44条―第46条)
第5章 雑則(第47条―第52条)
第6章 罰則(第53条―第57条)

附 則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この条例は、熊本県議会(以下「議会」という。)における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

[illegible]

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 番号、特記号その他の符号で、電算機の個人識別に供するたために変換した文字。

(2) 当式入、を
り方購れ者
割的はさる
し磁く載け
関電し記受
こには若はを
入く者又行
購し用、発
この若利は
品、のら又
商れそて者
るさ、当入
別れ載てり購
され記つ割は
販類であなく
信に書号よ若
個人の符る者
定他ものな用
はその他と利
該くそのもの
しドそも定
若一号る特
用力記な、
利る、異り、
務さ番との
役行、ごとも
るの発字者ころるき
れに文るるき
他人たけれで
供個れ受さが
提はさを録と
に又録行記こ
記人、記発はる
ふ、個れはくす
當り、によ又し別

3 個人情報の取扱いに特に関心がある。この条例に「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴に犯罪により被害を受けた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報という。

[illegible]

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

(2) 前号の掲げざるもよりの特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものを

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 当該各号に定める措置を講じて「加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報と区別することに
て、この各号に定める措置を講じて「加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報を識別すること

[illegible]

(2) 第1項第2号に該当する個人情報。当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除するのと（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

てをい
じ報な
応情き
に人
に個
分が
区と
のう
報よ
情す
人元
個復
げで
掲と
にこ
号個
各該
の別
次識
は、
こを
は人
とあ
この
報定
情特
工て
加じ
名講
匿を
「置
いて
ある
に
おめ
に定
に得
の各
号に
条号
例に
の各
該工
当加

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報。当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すると（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人
情報、仮名加工情報及び匿名加工情報とのいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別する
たための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」とい
う。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

1 特定の個人情報に関する特定個人情報として、職員が職務上作成し、又は取得したものとして、議会が保有しているものに限る。

[illegible]

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。
（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の実事と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容を目だりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働

- 委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、病院事業の管理者若しくは警察本部が設立した地方独立行政法人、地方公共団体の機関、関
 又は独立行政法人等に保有個人情報提供の場において、保有個人情報の提供を
 受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を
 利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人
 情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になると
 き、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げ
 るものではない。
 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情
 報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の課又
 は職員に限るものとする。
 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適
 用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表
 の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用 目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはな らない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第 1号	本人の同意があるとき、又は本 人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護の ために必要がある場合であって、 本人の同意があり、又は本人の同 意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第 1号	又は第12条第1項及び第2項 の規定に違反して利用されてい るとき	第12条第5項の規定により読み 替えて適用する同条第1項及び第 2項（第1号に係る部分に限る。） の規定に違反して利用されてい るとき、番号利用法第20条の規定 に違反して収集され、若しくは保 管されているとき、又は番号利用 法第29条の規定に違反して作成 された特定個人情報ファイル（番 号利用法第2条第9項に規定する 特定個人情報ファイルをいう。） に記録されているとき
第38条第1項第 2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

- （保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）
 第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づ
 き、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報
 の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法
 の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理
 のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。
 （個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）
 第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情
 報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると
 認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的
 若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連
 情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。
 （仮名加工情報の取扱いに係る義務）
 第15条 議長は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを
 除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱い
 の委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。
 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理の
 ために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名
 加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名
 加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法

[illegible]

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報に記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれにかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人情報(事業、業、生、営、年、月、日その他の記述等により、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他、他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。))若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(警察職員及びこれに準ずるものとして議長が定める公務員等の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会を要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 議長が第24条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務

[illegible]

第2条に別記の号
 1. 開示請求の
 2. 開示請求の
 3. 開示請求の
 4. 開示請求の
 5. 開示請求の
 6. 開示請求の
 7. 開示請求の
 8. 開示請求の
 9. 開示請求の
 10. 開示請求の
 11. 開示請求の
 12. 開示請求の
 13. 開示請求の
 14. 開示請求の
 15. 開示請求の
 16. 開示請求の
 17. 開示請求の
 18. 開示請求の
 19. 開示請求の
 20. 開示請求の
 21. 開示請求の
 22. 開示請求の
 23. 開示請求の
 24. 開示請求の
 25. 開示請求の
 26. 開示請求の
 27. 開示請求の
 28. 開示請求の
 29. 開示請求の
 30. 開示請求の
 31. 開示請求の
 32. 開示請求の
 33. 開示請求の
 34. 開示請求の
 35. 開示請求の
 36. 開示請求の
 37. 開示請求の
 38. 開示請求の
 39. 開示請求の
 40. 開示請求の
 41. 開示請求の
 42. 開示請求の
 43. 開示請求の
 44. 開示請求の
 45. 開示請求の
 46. 開示請求の
 47. 開示請求の
 48. 開示請求の
 49. 開示請求の
 50. 開示請求の
 51. 開示請求の
 52. 開示請求の
 53. 開示請求の
 54. 開示請求の
 55. 開示請求の
 56. 開示請求の
 57. 開示請求の
 58. 開示請求の
 59. 開示請求の
 60. 開示請求の
 61. 開示請求の
 62. 開示請求の
 63. 開示請求の
 64. 開示請求の
 65. 開示請求の
 66. 開示請求の
 67. 開示請求の
 68. 開示請求の
 69. 開示請求の
 70. 開示請求の
 71. 開示請求の
 72. 開示請求の
 73. 開示請求の
 74. 開示請求の
 75. 開示請求の
 76. 開示請求の
 77. 開示請求の
 78. 開示請求の
 79. 開示請求の
 80. 開示請求の
 81. 開示請求の
 82. 開示請求の
 83. 開示請求の
 84. 開示請求の
 85. 開示請求の
 86. 開示請求の
 87. 開示請求の
 88. 開示請求の
 89. 開示請求の
 90. 開示請求の
 91. 開示請求の
 92. 開示請求の
 93. 開示請求の
 94. 開示請求の
 95. 開示請求の
 96. 開示請求の
 97. 開示請求の
 98. 開示請求の
 99. 開示請求の
 100. 開示請求の

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の開示を認める場合であつても、当該保有個人情報を開示することとが、個人情報に不開示情報があることを認めるときは、開示請求者に対し、開示を拒否する旨を説明する。

第2条第3項（保有個人情報に関する情報）の開示請求に対し、当該開示請求を拒否することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存在を答えることができる。

の示条。開むれ
そ開5いり含け
は、び第なよをな
き及、でにきし
と目的しり定と知
る用だ限規い通
す利のい、前てに
示の情なは、し面
開情らてき有書
を情ないとき保を
部一個ばついを旨
は有れにな報の
又保け目的し情そ
部すし用開個し、
全の示知利有対
報開通該部保に
情、り当全部係求
人旨よるの係求
個のにけ報に請
有そ面お情求示
保、書を人請開
るしを合個示、
係対項場有開し、
にに事る保びを
求者るする及定
指示請定め当係、決
指示請定該にきの
開示がに求と旨
、開長号請るい
、は、議3示すな
に長し、第3開否し
議を関は、拒をい。
第4の実2議請、な
第2の第2示はば

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める日数は、当該期間に参入しない。

(1) 第19条第3項の規定により補正を求めた場合 当該補正に要した日数

(2) 当該期間に議長及び副議長がともに欠けている期間がある場合 当該ともに欠けている期間の日数

2 前項の規定する期間にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第2条第6項は、開示請求に係る個人情報の開示に当たっては、当該個人情報の開示が当該個人情報の権利を侵害することとなる場合を除き、当該個人情報の開示を拒絶することとする。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

立に等第を
独条定該会
方6決当機
地4示、る
、第開りす
及び、よ出
団及はに提
共号長ろを
公3議こ書
方第、と見
地項はる意
、2きめ、
等第と定て
人条るがし
法5い長通
政4で議通
行第れ、を
立、まし、項
独条含対事
の、のがに
国こ報者め
に下情三定
報以る第が
情(する長
人者関係議
個のにに他
有外)報の
保以。情そ
る者う該容
係求い当内
に請と、の
求示」て報
請開者つ情
示び3たる
開及第當す
人「に關

第2行おを三
7政いす者
条法てるに
2行おを三

- 与えることができる。
- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。
- 3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。
- (開示の実施)
- 第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあるとき、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法その他の議長が定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- (他の法令による開示の実施との調整)
- 第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
- (費用負担)
- 第30条 第28条第1項の規定により保有個人情報の開示を受ける者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める費用を負担しなければならない。
- (1) 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示を写しの交付により受ける場合 当該写しの作成及び送付に要する費用
- (2) 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示を議長が定める方法により受ける場合 当該保有個人情報に係る電磁的記録を用紙に出力し、又は他の電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に複写したものその他の当該議長が定める方法によるものの作成及び送付に要する費用
- 第2節 訂正
- (訂正請求権)
- 第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。
- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- (2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。
- (訂正請求の手續)
- 第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。
- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定す

るに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める日数は、当該期間に参入しない。

(1) 第32条第3項の規定により補正を求めた場合 当該補正に要した日数

(2) 当該期間に議長及び副議長がともに欠けている期間がある場合 当該ともに欠けている期間の日数

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

（保有個人情報の提供先への通知）

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報がある次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止

（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
- （保有個人情報の利用停止義務）
- 第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由がある」と認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならぬ。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある」と認められるときは、この限りでない。
- （利用停止請求に対する措置）
- 第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- （利用停止決定等の期限）
- 第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める日数は、当該期間に参入しない。
- (1) 第39条第3項の規定により補正を求めた場合 当該補正に要した日数
- (2) 当該期間に議長及び副議長がともに欠けている期間がある場合 当該ともに欠けている期間の日数
- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- （利用停止決定等の期限の特例）
- 第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限
- 第4節 審査請求
- （審理員による審理手続に関する規定の適用除外）
- 第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。
- （審査請求があった場合の手続）
- 第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例（平成31年熊本県条例第9号）第2条第1項に規定する熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。
- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をする場合とする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 4 議長は、審議会から第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、遅滞なく、裁決をしなければならない。
- （第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）
- 第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審議会への諮問）

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第52条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日の前日までの間における第53条から第55条までの規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法等一部改正法の施行の日以後における刑法等一部改正法の施行の日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

熊本県五木村振興推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第49号

熊本県五木村振興推進条例の一部を改正する条例

熊本県五木村振興推進条例（平成20年熊本県条例第69号）の一部を次のように改正する。

前文を次のように改める。

昭和41年に発表された川辺川ダム建設計画においては、五木村は村の中心部の移転を余儀なくされ、村を挙げての反対運動が激化するなど、大きな混乱を招き、五木村は疲弊の一途をたどることとなった。

これ以上の村の衰退を防ぎ、何より下流域の方々の命と財産を守るため、五木村は、平成8年に、川辺川ダム本体工事の着工に同意する協定を締結し、ダムを受け入れるという

苦渋の決断に至った。

しかしながら、ダムを前提とした村づくりを進める中、下流域を中心に川辺川ダム反対運動が広がり始め、再び、川辺川ダム問題は地域を分断する問題へと発展した。そうした状況の中、平成20年に熊本県知事が川辺川ダム計画の白紙撤回を表明し、平成21年には国土交通大臣により川辺川ダム建設の中止が表明された。

五木村は、川辺川ダム建設中止という国及び県の政策転換により、村の振興の方向性の転換を余儀なくされることになった。

このため、国、県及び五木村は、生活再建事業や基盤整備、さらには観光振興、移住・定住の促進など、ダムを前提としない新たな村づくりに懸命に取り組んできた。その結果、これまで一定の成果も出ているものの、依然、人口の流出や高齢化に歯止めがかからない状況となっている。

そのような状況の中、令和2年7月、これまでに経験したことがないような豪雨が発生し、五木村を含む球磨川流域を中心に大きな被害をもたらした。これを受け、国及び県は二度とこのような被害を起こさないよう、球磨川流域の安全・安心の確保に向け、川辺川の新たな流水型ダムが盛り込まれた球磨川水系河川整備計画を策定した。

このことで、五木村は、再度、村の振興の方向性の転換を強いられ、村の混乱、疲弊は極限に達している状況となっている。

このため、国及び県は、半世紀以上にわたり、ダム問題に翻弄され続けてきた五木村の苦難の歴史を受け止め、下流域の安全のため、苦渋の決断を受け入れてきた五木村への感謝の思いと共に、新たな村の振興に最大限努力していく責務がある。

ここに、五木村の振興を県政の最重要課題と位置付け、その推進を図るため、この条例を制定する。

第1条中「建設計画により大きな影響を受けてきた」を「問題に長きにわたり翻弄され続けてきた」に、「に寄与する」を「を強力に推進する」に改める。

第2条中「の整備に努める」を「を整備する」に改める。

第3条の見出し中「策定」の次に「及び推進」を加え、同条中「新たな」を削り、「五木村と共同で」を「国及び五木村と一体となって」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、振興計画に掲げる取組を確実に推進するため、毎年度、その取組の進捗状況を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。

第4条中「前条の」を削り、「措置を」の次に「最大限」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。